

第2部 風水害

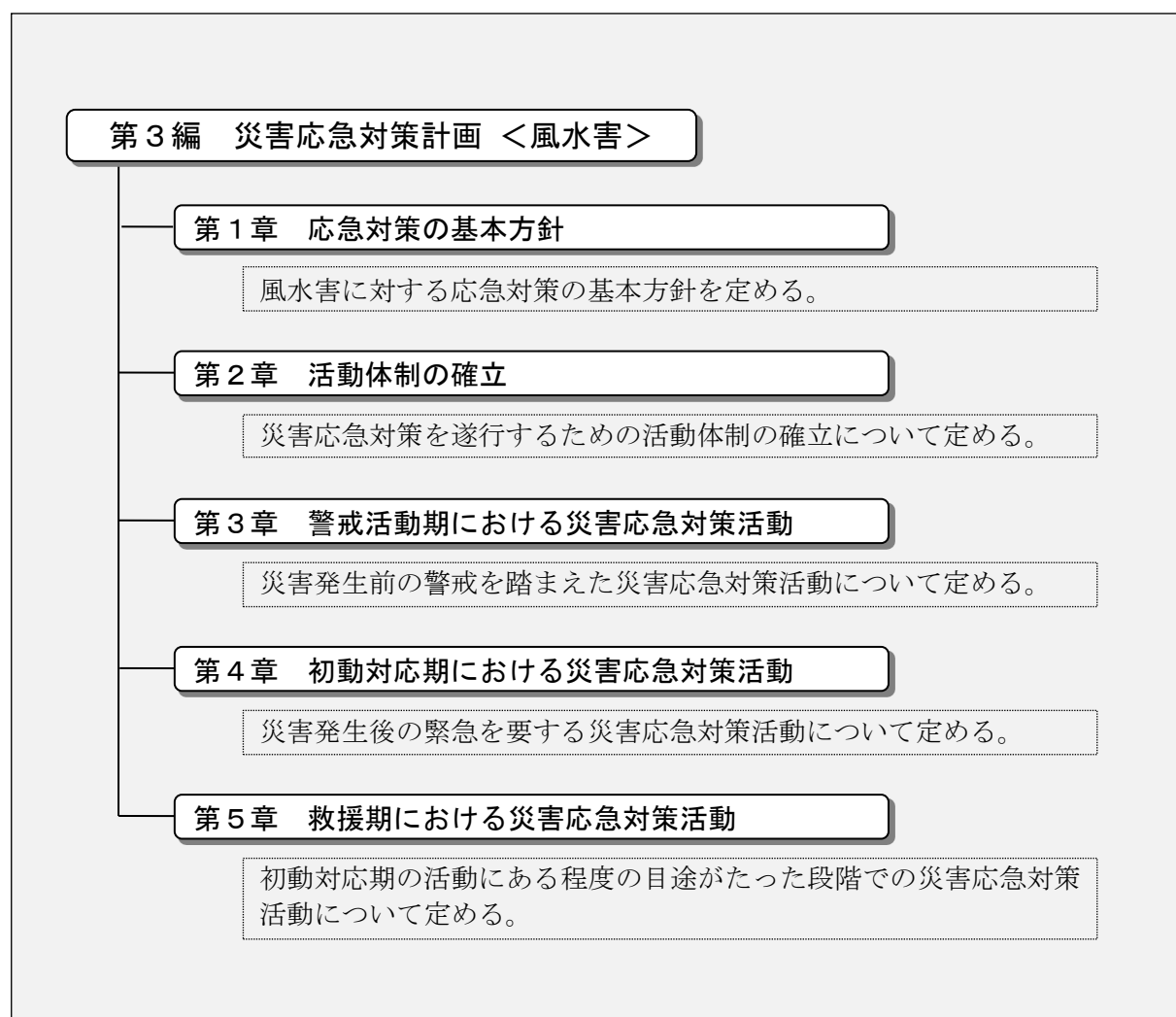
第2部 風水害

第1章 応急対策の基本方針

第1節 応急対策計画の体系

本計画では実践的な活動を実現するために、警戒事象が発生した段階から時間の経過に応じた応急対策活動を、「活動体制の確立」「警戒活動期における災害応急対策活動」「初動対応期における災害応急対策活動」及び「救援期における災害応急対策活動」に分けて設定した。

以下に、風水害に係る応急対策計画の体系を示す。



第2節 応急対策の基本方針

応急対策における活動は、風水害の特性を考慮して、時間の経過とともに変化する状況に対応した応急対策活動ごとに分け、次のように方針を設定する。

なお、以下の活動期が終了した時点で復旧・復興活動へ移行する。

■活動期別の方針

区分	内容
警戒活動期	警戒活動期は、発災前の緊急を要する活動時期であり、風水害に関する前兆現象及び気象情報を随時収集しながら、警報情報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。
初動対応期	初動対応期は、発災後の緊急を要する活動時期であり、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を実施する。
救援期	救援期は、初動対応期の活動にある程度の目途がたった段階であり、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行うなど、被災者の生活維持・生活救援に重点を置いた活動を実施する。

注) 上記の活動期が終了した時点で復旧・復興活動（「第4編 災害復旧・復興計画」（p357～））へ移行する。

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

1. 配備体制

本市は、迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、風水害時における活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

(1) 活動体制と配備基準

風水害に係る本市の活動体制と配備基準は、次に示すとおりである。

■【風水害対策】活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容	本部の設置
準備体制		- 大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表されたとき - 台風の接近等が予想される場合 - その他総合政策部長が必要と認めたとき	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う。	本部を設置しないで通常の組織をもって監視活動を実施する体制
警戒体制 (水防本部体制)		- 大雨又は洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれがあるとき - 台風の接近等で災害の発生が予想される場合 - 元荒川の西新宿第1排水機場でTP 7.8mに達するおそれがあるとき - その他市長が必要と認めたとき	災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。	水防本部を設置して水防活動を実施する体制
非常体制	第1配備	- 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき - 元荒川の西新宿第1排水機場でTP 9.2mに達するおそれがあるとき - その他市長が必要と認めたとき	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	第2配備	- 市全域に大災害が発生し、又は全域でなくとも被害が甚大であると予想されるとき - その他市長が必要と認めたとき	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。	

(2) 体制の変更（拡大・縮小）・廃止基準

以下の場合、(1)の体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- | |
|---|
| ① さらに強力に災害応急対策を進める必要があるとき
② 災害の危険性がなくなったとき
③ 災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき |
|---|

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

2. 動員計画

(1) 準備体制の動員計画

準備体制における動員対象職員は、以下に示すとおりである。

なお、準備体制設置の連絡は、「危機管理課」が庁内放送により行い、勤務時間外の場合は、「危機管理課」の担当職員から緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

■準備体制の動員計画

動員対象職員	総合政策部長、環境経済部長、都市整備部長、上下水道部長
担当課	危機管理課、自治振興課、道路課、下水道課

(2) 警戒体制（水防本部体制）の動員計画

警戒体制（水防本部体制）の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、警戒体制設置の連絡は、「危機管理課」が庁内放送により行い、時間外の場合は、「危機管理課」の担当職員が緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

■警戒体制（水防本部体制）の動員計画

水防本部	部	課	動員数	備考
本部運営班	総合政策部	危機管理課	4	
排水対策班	都市整備部	道路課	7	
		都市計画課	7	
		産業団地整備課		
		建築指導課		
	健康福祉部	福祉課	2	
		健康増進課		
		長寿支援課		
		在宅医療介護課		
交通対策班	環境経済部	自治振興課	6	
		みどり環境課		
		農政課・農業委員会事務局		
		商工課		
	会計室	会計室	2	
	行政委員会	行政委員会事務局		
	議会事務局	議会事務局		
	学校教育部	教育総務課	2	
		学校教育課		
	生涯学習部	子ども支援課	4	
		保育課		
		社会教育課		
		図書館		
		中央公民館		
強制排水班	環境経済部	農政課・農業委員会事務局（兼務）	(2)	交通対策班の業務を兼ねる
市民対策班	総合政策部	政策調整課	7	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う
		財政課		
		広報広聴課		
		契約検査課		
		デジタル推進課		
	総務部	秘書課	11	
		庶務課		
		市民課		
		税務課		
		収納課		
上下水道班	上下水道部	水道課	2	
		下水道課	2	
消防班（※）		消防本部	—	
避難所班（※）	健康福祉部	国保年金課（兼務）を中心とする各課	—	
	学校教育部	教育総務課（兼務）を中心とする各課	—	
衛生対策班（※）	環境経済部	みどり環境課（兼務）	—	
	健康福祉部	健康増進課（兼務）	—	

注1）※消防班については、独自の動員計画による。

注2）※避難所班については、避難所の開設数により動員数を決定する。

注3）※衛生対策班については、被害状況により動員数を決定し、担当課のみで対応できない場合は、各部全体で対応に当たる。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

(3) 非常体制の動員計画

非常体制の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■非常体制【各部班】の動員計画

災害対策本部各部班		非常体制		担当部署
		第1配備	第2配備	
総合政策部	本部運営班	◎	◎	危機管理課
		◎	◎	政策調整課
		◎	◎	財政課、契約検査課
	情報発信班	○	◎	広報広聴課
	電算システム班	○	◎	デジタル推進課
	情報記録班	○	◎	行政委員会事務局
	会計班	○	◎	会計室
総務対策部	総務班	○	◎	庶務課
	秘書班	○	◎	秘書課
	情報収集班	○	◎	税務課、収納課
	現場情報班	○	◎	指名職員
	市民班	○	◎	市民課
	総合窓口管理班	○	◎	総合窓口管理課
	議会事務局班	○	◎	議会事務局
環境経済部	自治振興班	◎	◎	自治振興課
	農政班	○	◎	農政課・農業委員会事務局
	商工班	○	◎	商工課
	みどり環境班	○	◎	みどり環境課
健康福祉部	福祉班	○	◎	福祉課
	要配慮者班	○	◎	長寿支援課、在宅医療介護課
	避難所班	○	◎	国保年金課
	健康増進班	○	◎	健康増進課
都市整備部	都市計画班	○	◎	都市計画課、産業団地整備課
	道路班	◎	◎	道路課
	建築指導班	○	◎	建築指導課
上下水道部	水道班	○	◎	水道課
	下水道班	◎	◎	下水道課
学校教育部	教育総務班	◎	◎	教育総務課
	学校教育班	○	◎	学校教育課
生涯学習部	子ども支援班	○	◎	子ども支援課、保育課
	社会教育班	○	◎	社会教育課
		○	◎	文化スポーツ課
消防部 (※)	消防本部班			消防課
	警防班			消防署、南分署

注1) ※消防部については、独自の動員計画による。

注2) 動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

「◎」：所属する全職員

「○」：所属する職員の1/2程度

第2節 災害対策本部の設置・運営

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき
- 元荒川の西新宿第1排水機場でT P 9.2mに達するおそれがあるとき
- その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、「関係各班」との連絡調整を円滑に行うため市庁舎201会議室に設置する。

ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、消防本部庁舎、被災を免れた最寄りの公共施設の順位で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総合政策部長

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

① 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容	
勤務時間内	災害対策本部を設置、変更又は廃止した場合、「本部運営班」は、当該体制への移行を庁内各部局に通知する。出先機関を所管する各対策部は、電話等により出先機関に通知する。	
勤務時間外	準備体制	「危機管理課」は、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。
	警戒体制	「本部運営班（水防本部）」は、市長に連絡するとともに、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。
	非常体制	「本部運営班（災害対策本部）」は、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

② 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。
なお、水防本部の場合もこれに準じる。

■本部設置及び廃止の通知・公表（防災関係機関及び市民）

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部運営班
利根地域振興センター	災害オペレーション支援システム、電話、FAX	本部運営班
市防災会議機関	電話、FAX	本部運営班
議会	電話、FAX	議会事務局班
報道機関	電話、FAX	情報発信班
応援協定締結自治体	電話、FAX	本部運営班
市民	市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ等	情報発信班

注）県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。連絡先は、以下のとおりである。

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	一般加入電話	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

※(注)TN は、回線選択番号を示す。

2. 災害対策本部の運営

「災害対策本部の運営」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第2 2. 災害対策本部の運営」（p146）に準ずるものとする。

3. 災害対策本部の組織編成、分担業務

（1）災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次頁に示すとおりである。

（2）災害対策本部各部班の分担業務

「災害対策本部各部班の分担業務」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第2

3. (2) 各部班の分担業務」(p149～)に準ずるものとする。

4. 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第3
災害対策本部運営の留意事項」(p155)に準ずるものとする。

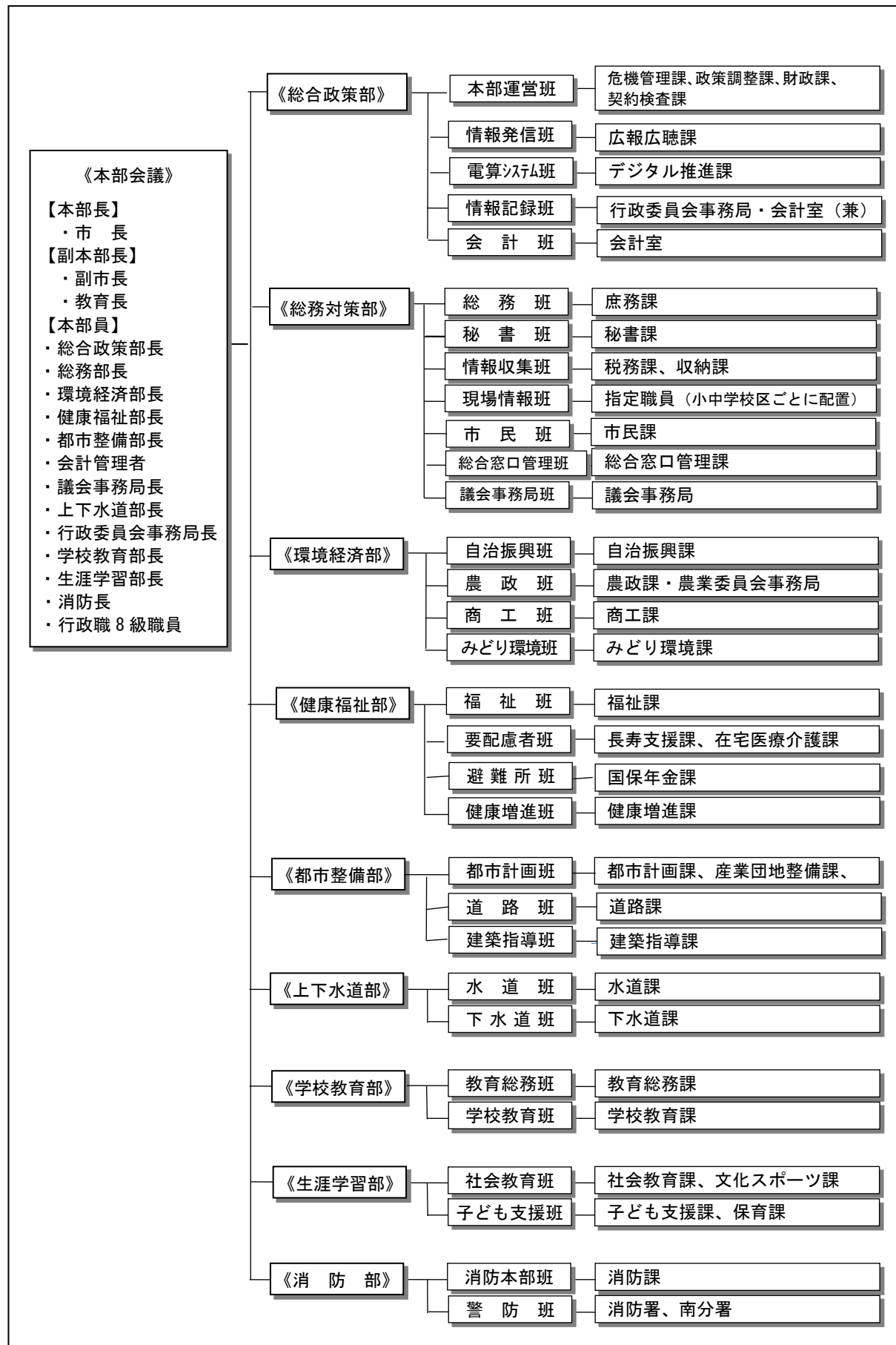
第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図

[令和6年4月1日現在]



第3節 情報通信手段の確保

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第3節 情報通信手段の確保」(p157)を準用する。

第4節 公共的団体及び民間団体等への協力依頼

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p160)を準用する。

第5節 広域応援要請

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第5節 広域応援要請」(p163)を準用する。

第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)を準用する。

第7節 ボランティアとの連携

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第7節 ボランティアとの連携」(p173)を準用する。

第8節 災害救助法の適用

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第8節 災害救助法の適用」(p176)を準用する。

第3章 警戒活動期における災害応急対策活動

第 1 節 風水害に関する情報の収集・伝達

風水害に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

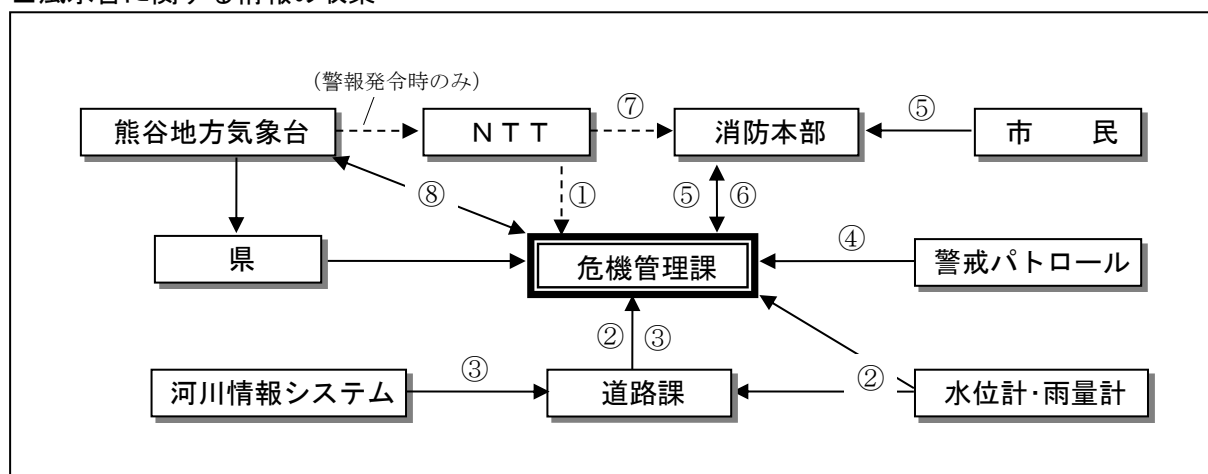
【活動項目】

活 動 概 要	担当課等
1. 風水害に関する情報の収集	危機管理課 道 路 課 自治振興課
2. 風水害に関する情報の伝達 (1) 関係職員 (2) 杉戸県土整備事務所 (3) 消防団各部 (4) 学校、保育園、病院、老人ホーム (5) 一般市民 (6) 気象業務法に基づく注意報・警報等	危機管理課 道 路 課 消 防 本 部 広報広聴課 関 係 各 課
3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	広報広聴課
資料・様式	
➤ 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準【資料4. 2】 ➤ 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】 ➤ 災害時の要配慮者施設連絡先一覧【資料8. 5】	

1. 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「危機管理課」が一元的に収集する。

■風水害に関する情報の収集



第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第3章 警戒活動期における災害応急対策活動
第1節 風水害に関する情報の収集・伝達

■風水害に関する情報の収集の概要

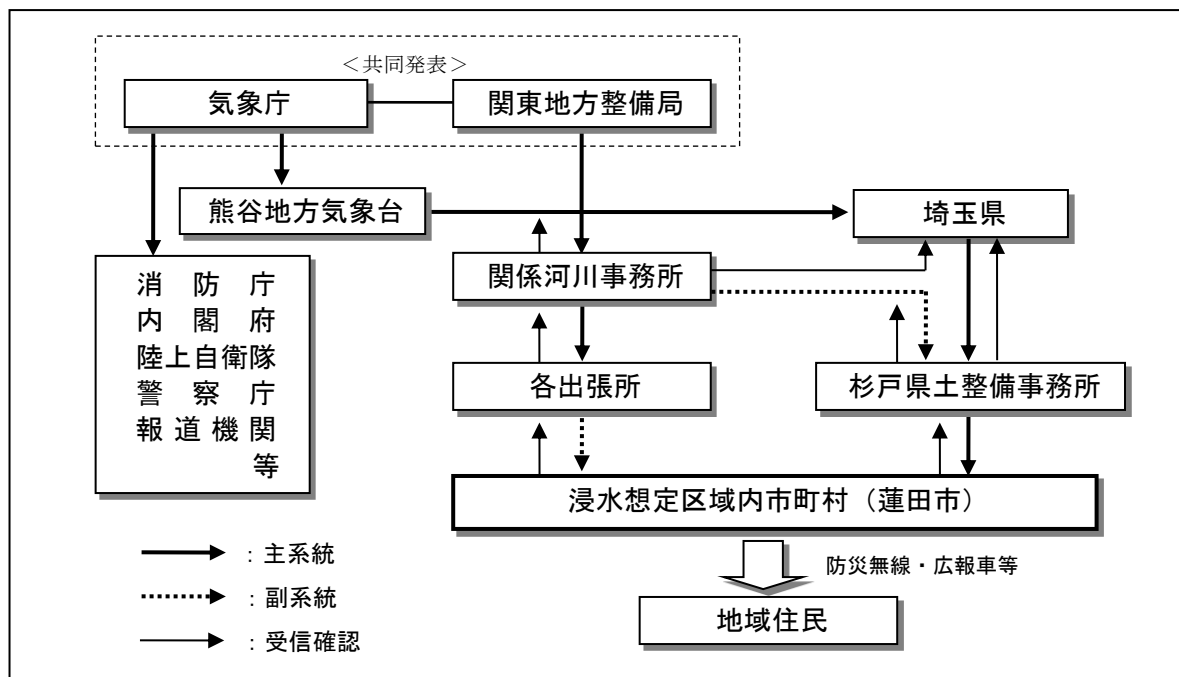
NO	区分	内容
①	熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（警報、注意報、情報（気象業務法による））については、県防災行政無線及びN T TからのF A X（警報発令時のみ）を通じて入手する。
②	洪水予報の伝達系統	利根川水系利根川浸水区域（利根川上流河川事務所管内）及び荒川水系荒川浸水想定区域（荒川上流河川事務所管内）に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は「危機管理課」及び「道路課」が収集する。
③	水位・雨量情報	元荒川の西新宿第1排水機場の水位情報は「道路課」が収集し、「危機管理課」に伝達する。「危機管理課」は、水位情報を整理するとともに、消防本部庁舎に設置している雨量計や国土交通省の雨量観測所（蓮田北小学校屋上に設置）の情報も収集・整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
④	河川情報システム	「道路課」は、河川情報センターの河川情報システム（F R I C S）により、風水害に関する各種情報を入手し、「危機管理課」へ報告し、「危機管理課」は収集された情報を整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
⑤	警戒パトロール情報	警戒体制（水防本部）を敷いた場合、「排水対策班（道路課等）」及び「交通対策班（自治振興課等）」は河川や側溝等のパトロールを実施し、その結果を「本部運営班（危機管理課）」へ報告し、「本部運営班（危機管理課）」は収集された情報を整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
⑥	被害情報等	「本部運営班」は、119番通報の状況等「蓮田市消防本部」の把握している情報を入手するとともに、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。
⑦	夜間・休日の場合	N T Tから「本部運営班」、「消防班（消防本部）」にF A Xによる情報（警報発令時のみ）が伝達される。「消防班（消防本部）」は、その情報を「本部運営班」職員に連絡する。
⑧	熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用	熊谷地方気象台は、下記の場合（※）において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「危機管理課」責任者等へ電話連絡する。 なお、緊急性が高い場合などには、市長または幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■（※）熊谷地方気象台と市とのホットラインを運用する場合

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を解除した場合

注）但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

■洪水予報の伝達系統



2. 風水害に関する情報の伝達

（1）関係職員

勤務時間内の場合は口頭又は庁内放送で、勤務時間外の場合、関係職員には「危機管理課（本部運営班）」及び関係課長が電話等で緊急連絡網に基づいて伝達する。

（2）杉戸県土整備事務所

警戒体制（水防本部）時においては、「道路課（排水対策班）」は杉戸県土整備事務所に連絡を密にとり、情報の共有化を図る。

（3）消防団各部

「消防本部」は、把握している情報及び「危機管理課」から入手した情報を消防団長に電話等により伝達するとともに、無線等により各分団長を通して消防団員へ伝達する。

（4）学校、保育園、病院、老人ホーム

「福祉課」、「保育課」、「長寿支援課」、「健康増進課」、「教育総務課」及び「学校教育課」は、各小中学校、各保育園、病院、老人ホーム、社会福祉施設等に対して入手した情報を電話で伝達し注意を喚起する。

なお、早朝（始業前）の小中学校、保育園への連絡は、「危機管理課（本部運営班）」から関係各課を経由して対応する。

（5）一般住民

「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を用いて、入手した情報を住民に伝達する。（「3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ」（p311）参照）

（6）気象業務法に基づく注意報・警報等

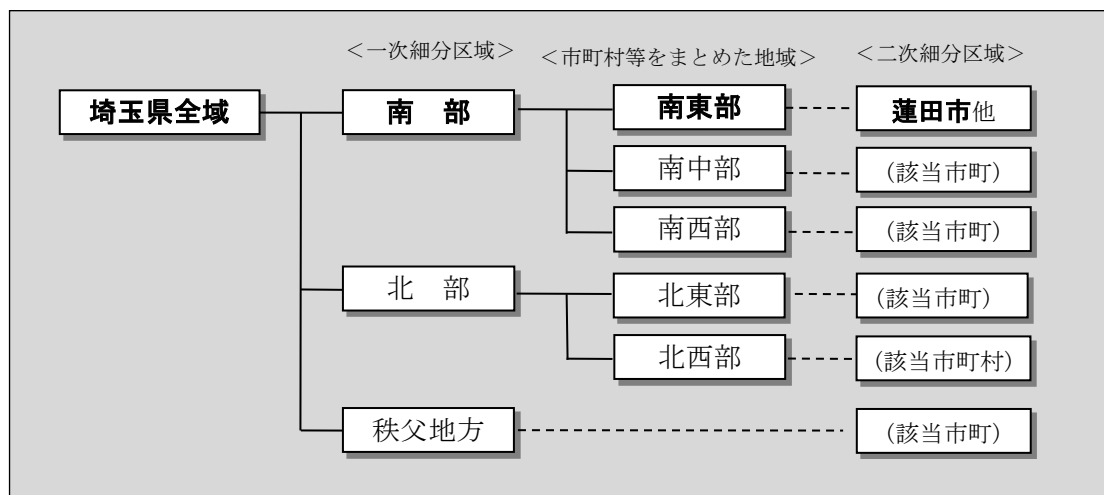
第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第3章 警戒活動期における災害応急対策活動

第 1 節 風水害に関する情報の収集・伝達

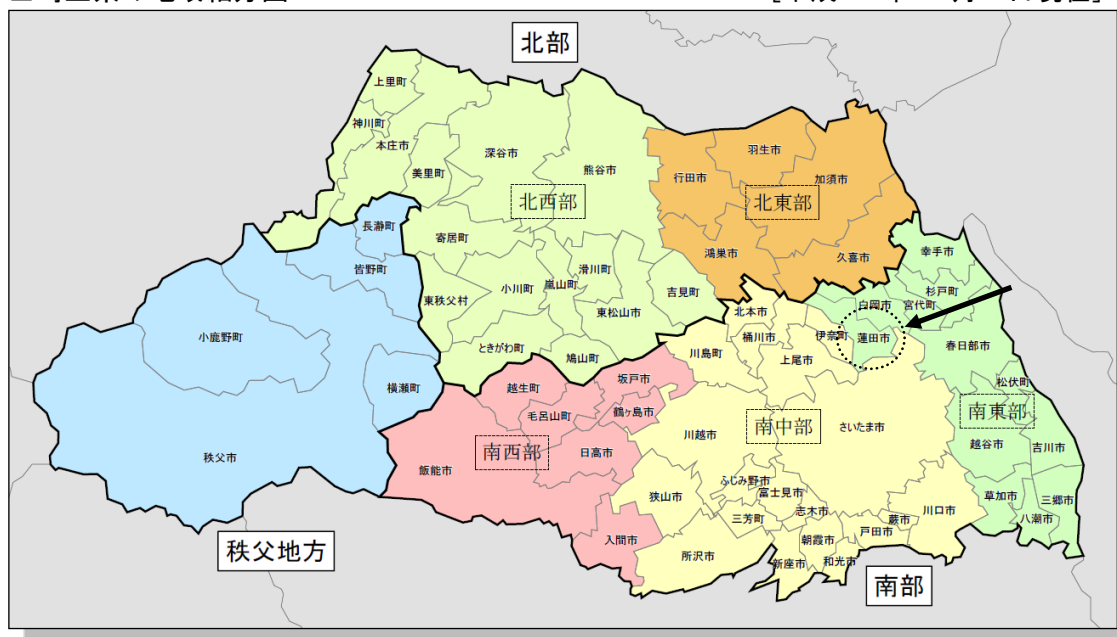
熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象区域、種類及び発表基準は次のとおりとする。

■埼玉県の地域細分表



■埼玉県地域細分図

〔平成 24 年 10 月 1 日現在〕



3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を活用し、市民等に対し危険個所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

4. 物資支援の準備

大規模な災害発生のおそれがある場合、「危機管理課（本部運営班）」は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第3章 警戒活動期における災害応急対策活動
第1節 風水害に関する情報の収集・伝達

資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2節 水防活動

水防活動の万全を期するため、各河川、水路、その他危険個所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な事項を定める。

【活動項目】

活 動 概 要	水防本部担当班
1. 水防活動体制の確立 (1) 水防本部 (2) 水防団 (3) 水防組織及び分担業務	本部運営班 関係各班
2. 被害情報の収集 (1) 調査体制 (2) 調査対象 (3) 調査方法	市民対策班
3. 水位の観測通報	排水対策班
4. 監視（巡回パトロール）	交通対策班 排水対策班
5. 水防作業 (1) 警戒区域の設定 (2) 水防作業の概要	排水対策班
資料・様式	
➤ 経過速報【様式11】 ➤ 水防実施状況報告書【様式36】	

1. 水防活動体制の確立

(1) 水防本部

市は、以下の状況が発生したとき、警戒体制をとり市長を本部長とする水防本部を立ち上げる。動員配備については、「第3編 第2部 第2章 第1節 2. 動員計画」(p300)のとおりとする。

なお、「第3編 第2部 第2章 第1節 1. 配備体制」の「■【風水害対策】活動体制と配備基準」(p299)に基づき、非常体制第1配備以上の体制をとる必要がある場合は、災害対策本部に移行することとし、水防本部の業務を継続しながら災害対策本部の業務を実施する。

■警戒体制（水防本部体制）の配備基準

- 大雨又は洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれがあるとき※
- 台風の接近等で災害の発生が予想される場合※
- 元荒川の西新宿第1排水機場でT P 7.8mに達するおそれがあるとき
- その他市長が必要と認めたとき

※大雨又は洪水警報が発表されたとき、台風の接近等が予想される場合の活動体制は、別途定める「台風等の大雨対策に係る運用指針」により対応するものとする。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第3章 警戒活動期における災害応急対策活動
第2節 水防活動

(2) 水防団

水防団の組織は、消防団の組織に基づき、次のとおり編成する。

■水防団の配備区分と組織編成

配備区分	編 成	主たる措置
(準備体制) 水防第1配備	正副団長 4 名	▶ 情報収集及び分団長との連絡 ▶ 消防団員の自宅待機
(警戒体制) 水防第2配備	消防団員 46 名 (6 分団×7 名)	▶ 監視警戒及び必要な広報 ▶ 住民の避難誘導（必要に応じて） ▶ 消防団員の詰所待機・所要の団員を動員
(非常体制) 水防第3配備	消防団員 全員	▶ 消防団員の全員を動員して水防活動を実施

注)「配備区分」欄の()内は、市の活動体制を示す。

(3) 水防組織及び分担業務

水防本部の組織及び各班の分担業務等は、以下のとおりとする。

■水防本部の活動内容

班名（課名）	分担業務	備考
○本部運営班 ○市民対策班 (中心となる課) ・危機管理課 ・政策調整課 ・庶務課	①気象情報の収集及び取りまとめ (p308 参照) ②関係機関との情報連絡 ③市民からの問い合わせの対応 (p181 参照) ④人的被害・住家被害情報の収集、道路・田畑の浸水状況の把握 ⑤被害状況の取りまとめ (p320 参照) ⑥消防機関（消防本部、消防団）への出動要請 ⑦住民への広報活動 (p189 参照)	「2. 被害情報の収集」を参照
○排水対策班 (中心となる課) ・道路課	①気象情報及び河川情報の収集 (p308 参照) ②河川・排水施設の監視・警戒(被害状況の収集) ③水防作業に係る資機材の調達 ④水防作業及び低地帯の排水活動 ⑤冠水道路の復旧 ⑥その他水防活動に関すること	
○交通対策班 (中心となる課) ・自治振興課	①道路の監視及び警戒（被害状況の収集） ②道路冠水等による交通規制 (p207 参照)	
○消防本部	①河川・排水施設及び道路の監視及び警戒の協力 ②消防機関（消防本部、署、消防団）の統制 ③住民の避難誘導 (p316 参照) ④救出・救助・救急活動 (p197 参照) ⑤行方不明者等の捜索 (p238 参照) ⑥消防団の活動	

注) 各班の体制については、交代要員も確保しておくこと。

2. 被害情報の収集

(1) 調査体制

「本部運営班」及び「市民対策班」は、水防本部が設置された際、市内の被害状況を調査するため、被害調査グループを設置する。

(2) 調査対象

被害調査グループは、人的被害及び住家被害情報の収集並びに道路・田畑の浸水状況について現地調査を行う。

(3) 調査方法

被害情報については、経過速報（【様式11】を参照）に必要事項を記入し、冠水箇所等を住宅地図に落とす。これをもとに、おおむね2時間に1回、「本部運営班」に報告するものとする。また、必要に応じ、カメラで被害箇所を撮影する。

3. 水位の観測通報

「排水対策班」は、気象関係の報道又は洪水のおそれがあることを知った場合、警戒体制の配備基準に該当する水位（以下の表を参照）から直ちに「本部運営班」に報告し、杉戸県土整備事務所と連絡を密にとり情報の共有化を図る。水位計の位置及び各水位は次のとおりである。

■水位情報の観測

河川名	観測所名	配備基準の判断水位		量水標管理者
		警戒体制	非常体制	
元荒川	西新宿第1排水機場	T P 7.8m	T P 9.2m	蓮田市道路課

注）T Pとは、東京湾中等潮位を通る基準面（水準測量における基準となる水平面）で、Tokyo Pearの略である。

4. 監視（巡回パトロール）

「排水対策班」（「道路課」が中心）及び「交通対策班」（「自治振興課」が中心）は、随時市内の河川、道路等を巡回し監視する。

5. 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者（市長）及び消防機関（消防本部）に属する者は警戒区域を設定し、一般住民に立ち入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

なお、警戒区域については、「第3編 第1部 第3章 第10節 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定」（p212）を参照のこと。

(2) 水防作業の概要

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、水防作業に必要な土のうや排水ポンプ等の資器材の調達し、迅速的確に作業を実施する。

第3節 避難

災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

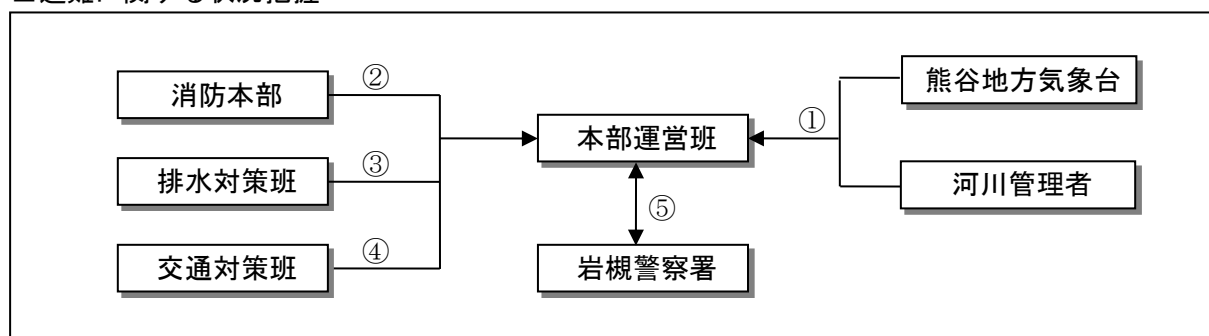
【活動項目】

活 動 概 要	担当部班等
1. 避難に関する状況把握	本部運営班 関係各班
2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 (2) 避難情報 (3) 市民等への伝達内容 (4) 関係機関との連絡調整	本部運営班 市民対策班
3. 避難誘導	消防本部 関係各班
4. 避難所の開設	本部運営班 避難所班
5. 避難者名簿の作成	避難所班
資料・様式	
▶ 災害時における相互応援に関する協定【資料2. 2-3】 ▶ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料2. 2-2】 ▶ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料2. 2-1】【資料2. 2-4】【資料2. 2-5】 ▶ 高齢者避難、避難指示発令の判断基準【資料8. 1】 ▶ 避難場所・避難所一覧表【資料8. 2】 ▶ 経過速報【様式1 1】 ▶ 避難者名簿【様式2 1】	

1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■避難に関する状況把握



■避難に関する状況把握の手順

① 「本部運営班」は、レーダー観測でとらえた強い雨の地域や河川の上流部での状況等の広域的な状況を把握する。
② 「消防本部」は、市民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、「本部運営班」に報告する。
③ 「排水対策班」は、巡回パトロール等により河川や排水路等の状況を把握し、「本部運営班」に報告する。
④ 「交通対策班」は、巡回パトロール等により道路や側溝等の状況を把握し、「本部運営班」に報告する。
⑤ 「本部運営班」は、岩槻警察署と被害状況等の情報を交換する。 「本部運営班」は、①～④の情報を入手し、避難情報の発令、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

(1) 手順

「本部運営班」は、1. の状況を市長に報告し、市長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

「本部運営班」及び「市民対策班（広報広聴課）」は、避難情報の発令、警戒区域の設定について、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

(2) 避難情報

「避難指示の発令、警戒区域の設定について」、「避難指示の発令の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「第3編 第1部 第3章 第10節 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定」（p212）を参照のこと。

「避難情報を発令する条件の例示」及び「警戒レベルを用いた避難情報と居住者等がとるべき行動等」については、以下に示すとおりである。

■避難情報を発令する条件の例示

本市での風水害等の災害において、避難情報を発令する条件を例示すれば次のとおりである。

- ① 利根川（栗橋観測所）・荒川（治水橋観測所）で氾濫危険水位を超え、破堤の危険性が顕在化したとき。
- ② 雨が強くなり、元荒川の西新宿第1排水機場でTP9.2mに達するおそれがあり、浸水の危険性が顕在化したとき。
- ③ 特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できるとき。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第3章 警戒活動期における災害応急対策活動
第3節 避難

■警戒レベルを用いた避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(3) 市民等への伝達内容

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

（４）関係機関との連絡調整

避難に際して混乱を招くことのないよう「本部運営班」は、防災関係機関と緊密な情報交換を行う。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防課）に速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

3. 避難誘導

避難誘導については、「第3編 第1部 第3章 第10節 3. 避難誘導」（p214）を参照のこと。

4. 避難所の開設

勤務時間内の場合、「本部運営班」から指示を受けた「避難所班（教育総務課）」が、各避難所施設に避難所開設の連絡を行い、各避難所の施設管理者が避難所を開設する。

勤務時間外の場合、「本部運営班」から指示を受けた「避難所班（教育総務課）」又は施設管理者が、速やかに関係する地区の避難所を開設する。

5. 避難者名簿の作成

「避難所班（国保年金課）」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う（「避難所班（教育総務課）」がサポート）。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第4章 初動対応期における災害応急対策活動

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

【活動項目】

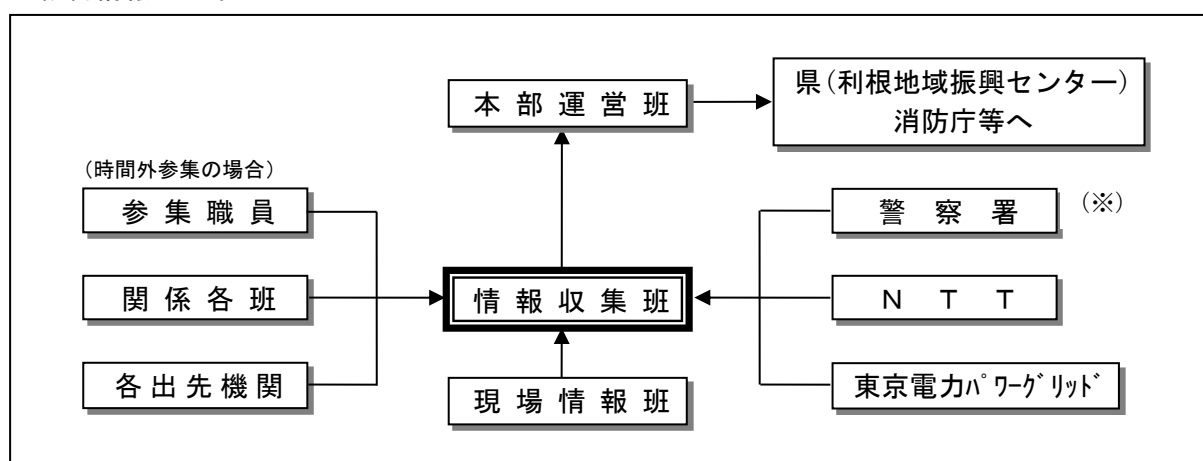
活 動 概 要	担当部班等
1. 被害情報等の収集 (1) 被害情報の収集系統 (2) 収集すべき被害情報 (3) 情報を収集する際の留意事項	現場情報班 情報収集班 関係各班
2. 県への伝達	本部運営班
3. 災害情報の共有	情報収集班
資料・様式	
▶ 被害状況判定基準【資料4. 8】 ▶ 発生速報【様式10】 ▶ 経過速報【様式11】	

1. 被害情報等の収集

(1) 被害情報の収集系統

発災後の被害情報等の収集については、「情報収集班」が次のとおり一元的に実施する。

■被害情報の収集



注) ※総合政策部職員を派遣する。

(2) 収集すべき被害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

■ 関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報		関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	警戒体制	・本部運営班 ・市民対策班
	非常体制	・現場情報班
田畑被害	警戒体制	・本部運営班 ・交通対策班
	非常体制	・農政班
道路被害	警戒体制	・本部運営班 ・排水対策班
	非常体制	・道路班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）		・教育総務班 ・社会教育班
公共施設（文教施設を除く）		・施設管理者
病院		・健康増進班
橋りょう・河川		・道路班
清掃施設		・みどり環境班
鉄道不通（※）		・ＪＲ東日本(株)
公園施設		・みどり環境班
水道		・水道班
下水道		・下水道班
電話（※）		・東日本電信電話(株)
通信（※）		・(株) ＮＴＴドコモ
		・ソフトバンク（株）
		・ＫＤＤ Ｉ（株）
電気（※）		・東京電力パワーグリッド(株)
ガス（※）		・東京ガス(株)
		・東彩ガス(株)
		・(株) 日本瓦斯
		・(株) ミツウロコ
		・(株) サイサン
		・(株) 堀川産業
		・河原実業(株)
		・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
罹災世帯数		・情報収集班
罹災者数		・情報収集班
火災発生件数		・消防本部班
対策の実施状況（本部設置状況など）		・本部運営班

- 注) 1. 上記「収集すべき情報」は、経過速報【様式11】の記述項目を基に列挙したものである。
2. 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、被害状況判断基準【資料4. 8】を参照のこと。
3. ※「情報収集班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

「第3編 第1部 第3章 第3節 1. (3) 情報を収集する際の留意事項」(p185)を参照のこと。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第4章 初動対応期における災害応急対策活動
第1節 災害情報の収集・伝達・共有

2. 県への伝達

「第3編 第1部 第3章 第3節 2. 県への伝達」(p186)を参照のこと。

3. 災害情報の共有

「第3編 第1部 第3章 第3節 3. 災害情報の共有」(p187)を参照のこと。

第2節 二次災害の防止

災害発生後に浸水被害の拡大等による二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

【活動項目】

活 動 概 要	担当部班等
1. 浸水被害の拡大、再度災害の防止	道 路 班
2. 被害拡大防止のための市民への呼びかけ	情報発信班 関係各班

1. 浸水被害の拡大、再度災害の防止

浸水被害が発生した場合、「道路班」は、防災関係機関と連携してその被害を軽減するため、また、再度災害を防止するため、必要に応じて次の対策を講じる。

- 被害を受けた堤防の応急復旧
- 排水対策

2. 被害拡大防止のための市民への呼びかけ

「情報発信班」は、1. の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)に則って広報活動を行う。

第3節 市民からの通報・問い合わせの処理

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」(p181)を準用する。

第4節 広報

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第4節 広報」(p189)を準用する。

第5節 消防

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第5節 消防」(p192)を準用する。

第6節 救出・救助、救急

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第6節 救出・救助、救急」(p197)を準用する。

第7節 医療救護

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第7節 医療救護」(p202)を準用する。

第8節 重要道路の確保

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第8節 重要道路の確保」(p206)を準用する。

第9節 輸送手段の確保

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第9節 輸送手段の確保」(p208)を準用する。

第10節 給水

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第12節 給水」(p221)を準用する。

第11節 食料の供給

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第13節 食料の供給」(p224)を準用する。

第12節 生活必需品等の供給・貸与

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第14節 生活必需品等の供給・貸与」(p229)を準用する。

第13節 要配慮者等の安全確保

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第15節 要配慮者等の安全確保」(p233)を準用する。

第14節 遺体の搜索、処理、埋火葬

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬」(p238)を準用する。

第15節 ライフラインの応急復旧

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第17節 ライフラインの応急復旧」(p242)を準用する。

第16節 公共施設の応急対策

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第18節 公共施設等の応急対策」(p244)を準用する。

第5章 救援期における災害応急対策活動

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第1節 災害情報の収集・伝達・共有」(p250)を準用する。

第2節 広報広聴

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第2節 広報広聴」(p251)を準用する。

第3節 避難所の運営

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第3節 避難所の運営」(p253)を準用する。

第4節 保健衛生

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第4節 保健衛生」(p257)を準用する。

第5節 廃棄物対策

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第5節 廃棄物対策」(p260)を準用する。

第6節 応急住宅対策

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害
第5章 救援期における災害応急対策活動
第7節 文教対策

「第6節 応急住宅対策」(p266)を準用する。

第7節 文教対策

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第7節 文教対策」(p271)を準用する。

第8節 商工・農業対策

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第8節 商工・農業対策」(p274)を準用する。

第9節 社会秩序の維持

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第9節 社会秩序の維持」(p275)を準用する。

第10節 義援金品の受付・配分

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第10節 義援金品の受付・配分」(p276)を準用する。